

議案第3号

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月5日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

印鑑登録証明書の交付の申請時に、印鑑登録証を添えることができない場合において、印鑑登録者が自ら申請し、当該申請をした者が本人であることを確認できたときは、印鑑登録証の添付を省略して申請することができることとする例外規定を設けるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例

我孫子市印鑑条例（昭和54年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書交付申請書により市長に申請しなければならない。 <u>ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であつて、市長が別に定めるところにより、当該申請をした者が本人であることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、<u>当該申請が適正である</u>ことを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書交付申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、<u>印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合し、相違ない</u>ことを確認した上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。